

島根県建築基準法施行条例新旧対照表

(第1条関係)

改正後	改正前																				
<p>島根県建築基準法施行条例</p> <p style="text-align: center;">〔昭和48年3月27日 島根県条例第20号〕</p> <p>第1条～第12条 〔略〕</p> <p>第13条 法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認、法第7条第1項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく完了検査及び法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査に係る建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該建築物等の確認の申請に係る手数料、完了検査の申請に係る手数料又は中間検査の申請に係る手数料の額は、第11条第1項の規定による額の2分の1の額とする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>第14条～第16条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則 〔略〕</p> <p>別表第1～別表第3 〔略〕</p> <p>別表第4（第11条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認を受けようとする者</td> <td style="width: 20%;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>(1) 〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 確認を受けようとする計画に法第87条の4の昇降機の設置を含む場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア・イ 〔略〕</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">2 法第87条の4において準用する</td> <td style="width: 20%;">〔略〕</td> </tr> </table>	1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認を受けようとする者	〔略〕	(1) 〔略〕		(2) 確認を受けようとする計画に法第87条の4の昇降機の設置を含む場合		ア・イ 〔略〕		2 法第87条の4において準用する	〔略〕	<p>第1条～第12条 〔略〕</p> <p>第13条 法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認、法第7条第1項（法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく完了検査及び法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査に係る建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該建築物等の確認の申請に係る手数料、完了検査の申請に係る手数料又は中間検査の申請に係る手数料の額は、第11条第1項の規定による額の2分の1の額とする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>第14条～第16条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則 〔略〕</p> <p>別表第1～別表第3 〔略〕</p> <p>別表第4（第11条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認を受けようとする者</td> <td style="width: 20%;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>(1) 〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 確認を受けようとする計画に法第87条の2の昇降機の設置を含む場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア・イ 〔略〕</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">2 法第87条の2において準用する</td> <td style="width: 20%;">〔略〕</td> </tr> </table>	1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認を受けようとする者	〔略〕	(1) 〔略〕		(2) 確認を受けようとする計画に法第87条の2の昇降機の設置を含む場合		ア・イ 〔略〕		2 法第87条の2において準用する	〔略〕
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認を受けようとする者	〔略〕																				
(1) 〔略〕																					
(2) 確認を受けようとする計画に法第87条の4の昇降機の設置を含む場合																					
ア・イ 〔略〕																					
2 法第87条の4において準用する	〔略〕																				
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認を受けようとする者	〔略〕																				
(1) 〔略〕																					
(2) 確認を受けようとする計画に法第87条の2の昇降機の設置を含む場合																					
ア・イ 〔略〕																					
2 法第87条の2において準用する	〔略〕																				

法第6条第1項の規定に基づく確認を受けようとする者 (1)及び(2) [略]	
3 [略]	
4 法第7条第1項の規定に基づく完了検査を受けようとする者 (1)・(2) [略] (3) 完了検査を受けようとする建築物に法第87条の4の昇降機の設置を含む場合	[略]
4の2 [略]	
5 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査を受けようとする者	[略]
6 [略]	
7 法第7条の6第1項第1号又は第2号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定を受けようとする者	[略]
8～13 [略]	
13の2 法第48条第16項第1号（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特例許可を受けた建築物等の増築等の特例許可を受けようとする者	申請1件につき 107,000円
13の3 法第48条第16項第2号（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく騒音等の対策を講じた日常生活に必要な建築物等の建築等の特例許可を受けようとする者	申請1件につき 135,000円
14～15 [略]	
15の2 法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可を受けようとする者	申請1件につき 161,000円
16 法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可を受けよ	[略]

法第6条第1項の規定に基づく確認を受けようとする者 (1)及び(2) [略]	
3 [略]	
4 法第7条第1項の規定に基づく完了検査を受けようとする者 (1)・(2) [略] (3) 完了検査を受けようとする建築物に法第87条の2の昇降機の設置を含む場合	[略]
4の2 [略]	
5 法第87条の2において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査を受けようとする者	[略]
6 [略]	
7 法第7条の6第1項第1号又は第2号（法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定を受けようとする者	[略]
8～13 [略]	
[新設]	[新設]
[新設]	[新設]
14～15 [略]	
15の2 法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可を受けようとする者	申請1件につき 161,000円
16 法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可を受けよ	[略]

うとする者	
17～37 〔略〕	
38 法第86条の8第1項又は第87条の2第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,200円
39 法第86条の8第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定を受けた工事の全体計画の変更の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,200円
40 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等としての使用の許可を受けようとする者	申請1件につき 120,000円
41 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等としての使用の許可を受けようとする者	申請1件につき 161,000円

備考 〔略〕

別表第5 〔略〕

うとする者	
17～37 〔略〕	
38 法第86条の8第1項_____の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,200円
39 法第86条の8第3項_____の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定を受けた工事の全体計画の変更の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,200円
〔新設〕	〔新設〕
〔新設〕	〔新設〕

備考 〔略〕

別表第5 〔略〕

島根県建築基準法施行条例新旧対照表

(第2条関係)

改正後		改正前	
島根県建築基準法施行条例			
〔昭和48年3月27日〕 〔島根県条例第20号〕			
第1条～第16条 〔略〕		第1条～第10条 〔略〕	
		(手数料)	
		第11条 別表第4の左欄に掲げる者(市長若しくは市の建築主事に対して申請しようとする者又は島根県を除く。)は、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。	
		2 法第6条の3第1項の規定に基づき知事の構造計算適合性判定を受けようとする者は、1の知事の構造計算適合性判定を要する建築物(以下「適合性判定建築物」という。)につき別表第5の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。	
		3 法第18条第4項の規定に基づき知事の構造計算適合性判定を求めようとする者は、1の適合性判定建築物につき別表第5の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。	
		4 前2項の規定にかかわらず、法第18条の2第1項の規定により知事の構造計算適合性判定を指定構造計算適合性判定機関に行わせる場合にあっては、当該構造計算適合性判定に係る手数料の納付を要しない。	
		第12条～第16条 〔略〕	
附 則 〔略〕		附 則 〔略〕	
別表第1～別表第3 〔略〕		別表第1～別表第3 〔略〕	
別表第4(第11条関係)		別表第4(第11条関係)	
1 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認を受けようとする者		1 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認を受けようとする者	
(1) (2)に掲げる場合以外の場合		(1) (2)に掲げる場合以外の場合	
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請1件につき <u>5,030円</u>	ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請1件につき <u>5,020円</u>
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請1件につき <u>9,050円</u>	イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請1件につき <u>9,030円</u>
ウ～オ 〔略〕	〔略〕	ウ～オ 〔略〕	〔略〕
カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方	申請1件につき <u>48,200円</u>	カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方	申請1件につき <u>48,100円</u>

<p>メートル以内のもの キ・ク [略]</p> <p>ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 確認を受けようとする計画に法第87条の4の昇降機の設置を含む場合</p> <p>ア 昇降機を設置する場合(イに掲げる場合を除く。)</p> <p>イ 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合</p>	<p>申請1件につき <u>462,000円</u></p> <p>昇降機1基につき (1)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に <u>9,030円</u>を加算した額</p> <p>昇降機1基につき (1)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に <u>5,030円</u>を加算した額</p>	<p>メートル以内のもの キ・ク [略]</p> <p>ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 確認を受けようとする計画に法第87条の4の昇降機の設置を含む場合</p> <p>ア 昇降機を設置する場合(イに掲げる場合を除く。)</p> <p>イ 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合</p>	<p>申請1件につき <u>461,000円</u></p> <p>昇降機1基につき (1)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に <u>9,020円</u>を加算した額</p> <p>昇降機1基につき (1)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に <u>5,020円</u>を加算した額</p>
<p>2 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認を受けようとする者</p> <p>(1) 建築設備を設置する場合(2)に掲げる場合を除く。)</p> <p>(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合</p>	<p>1の建築設備につき <u>9,030円</u></p> <p>1の建築設備につき <u>5,030円</u></p>	<p>2 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認を受けようとする者</p> <p>(1) 建築設備を設置する場合(2)に掲げる場合を除く。)</p> <p>(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合</p>	<p>1の建築設備につき <u>9,020円</u></p> <p>1の建築設備につき <u>5,020円</u></p>
<p>3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認を受けようとする者</p> <p>(1) 工作物を築造する場合(2)に掲げる場合を除く。)</p> <p>(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合</p>	<p>1の工作物につき <u>8,050円</u></p> <p>1の工作物につき <u>4,020円</u></p>	<p>3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認を受けようとする者</p> <p>(1) 工作物を築造する場合(2)に掲げる場合を除く。)</p> <p>(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合</p>	<p>1の工作物につき <u>8,030円</u></p> <p>1の工作物につき <u>4,010円</u></p>
<p>4 法第7条第1項の規定に基づく完了検査を受けようとする者</p> <p>(1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p> <p>キ～ケ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>[略]</p> <p>申請1件につき <u>50,300円</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>4 法第7条第1項の規定に基づく完了検査を受けようとする者</p> <p>(1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p> <p>キ～ケ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>[略]</p> <p>申請1件につき <u>50,200円</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>
<p>4の2 法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査を受けようとする者</p>		<p>4の2 法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査を受けようとする者</p>	

(1) 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請1件につき <u>9,030円</u>	(1) 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請1件につき <u>9,020円</u>
(2)～(5) 〔略〕	〔略〕	(2)～(5) 〔略〕	〔略〕
(6) 中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	申請1件につき <u>45,300円</u>	(6) 中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	申請1件につき <u>45,200円</u>
(7)～(9) 〔略〕	〔略〕	(7)～(9) 〔略〕	〔略〕
5 〔略〕	〔略〕	5 〔略〕	〔略〕
6 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査を受けようとする者	1の工作物につき <u>9,050円</u>	6 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査を受けようとする者	1の工作物につき <u>9,030円</u>
7 〔略〕	〔略〕	7 〔略〕	〔略〕
8 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道との関係の建築の認定を受けようとする者	申請1件につき <u>27,300円</u>	8 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道との関係の建築の認定を受けようとする者	申請1件につき <u>27,200円</u>
8の2 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の許可を受けようとする者	申請1件につき <u>33,700円</u>	8の2 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の許可を受けようとする者	申請1件につき <u>33,400円</u>
9 法第44条第1項第2号の規定に基づく公衆便所等の道路内における建築の許可を受けようとする者	申請1件につき <u>33,700円</u>	9 法第44条第1項第2号の規定に基づく公衆便所等の道路内における建築の許可を受けようとする者	申請1件につき <u>33,400円</u>
10 法第44条第1項第3号の規定に基づく道路内における建築の認定を受けようとする者	申請1件につき <u>27,300円</u>	10 法第44条第1項第3号の規定に基づく道路内における建築の認定を受けようとする者	申請1件につき <u>27,200円</u>
11～12 〔略〕	〔略〕	11～12 〔略〕	〔略〕
13 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域等における建築等の許可を受けようとする者	申請1件につき <u>182,000円</u>	13 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域等における建築等の許可を受けようとする者	申請1件につき <u>181,000円</u>
13の2～15の2 〔略〕	〔略〕	13の2～15の2 〔略〕	〔略〕
16 法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可を受けようとする者	申請1件につき <u>33,700円</u>	16 法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可を受けようとする者	申請1件につき <u>33,400円</u>
17 〔略〕	〔略〕	17 〔略〕	〔略〕
18 法第55条第2項の規定に基づ	申請1件につ	18 法第55条第2項の規定に基づ	申請1件につ

く建築物の高さの特例の認定を受けようとする者	き <u>27,300円</u>
19～20 [略]	[略]
21 法第57条第1項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請1件につき <u>27,300円</u>
21の2～26の2 [略]	[略]
26の3 法第68条第5項の規定に基づく景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請1件につき <u>27,300円</u>
27 法第68条の3第1項の規定に基づく再開発等促進区等の区域における建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく再開発等促進区等の区域における建築物の建蔽率又は同条第3項の規定に基づく再開発等促進区等の区域における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請1件につき <u>27,300円</u>
28 [略]	[略]
28の2 法第68条の3第7項（法第87条第2項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく開発整備促進区の区域における法別表第2(㌷)項に掲げる建築物の用途地域等における建築等の制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請1件につき <u>27,300円</u>
28の3 法第68条の4の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請1件につき <u>27,300円</u>
28の4 法第68条の5の2の規定に基づく防災街区整備地区計画の区域における建築物の容積率の特例に係る認定を受けようとする者	申請1件につき <u>27,300円</u>
28の5 [略]	[略]
29 法第68条の5の5第1項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限又は同条第2項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請1件につき <u>27,300円</u>

く建築物の高さの特例の認定を受けようとする者	き <u>27,200円</u>
19～20 [略]	[略]
21 法第57条第1項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請1件につき <u>27,200円</u>
21の2～26の2 [略]	[略]
26の3 法第68条第5項の規定に基づく景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請1件につき <u>27,200円</u>
27 法第68条の3第1項の規定に基づく再開発等促進区等の区域における建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく再開発等促進区等の区域における建築物の建蔽率又は同条第3項の規定に基づく再開発等促進区等の区域における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請1件につき <u>27,200円</u>
28 [略]	[略]
28の2 法第68条の3第7項（法第87条第2項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく開発整備促進区の区域における法別表第2(㌷)項に掲げる建築物の用途地域等における建築等の制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請1件につき <u>27,200円</u>
28の3 法第68条の4の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請1件につき <u>27,200円</u>
28の4 法第68条の5の2の規定に基づく防災街区整備地区計画の区域における建築物の容積率の特例に係る認定を受けようとする者	申請1件につき <u>27,200円</u>
28の5 [略]	[略]
29 法第68条の5の5第1項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限又は同条第2項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請1件につき <u>27,200円</u>

30 法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の建蔽率に関する制限の特例の認定を受けようとする者	申請1件につき <u>27,300円</u>	30 法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の建蔽率に関する制限の特例の認定を受けようとする者	申請1件につき <u>27,200円</u>
31～32の2 [略]	[略]	31～32の2 [略]	[略]
33 法第86条第1項の規定に基づく1団地の建築物（2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によって建築されるものに限る。）の特例の認定を受けようとする者	建築物の数が2以下である場合にあつては <u>78,300円</u> 、建築物の数が3以上である場合にあつては <u>78,300円</u> に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	33 法第86条第1項の規定に基づく1団地の建築物（2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によって建築されるものに限る。）の特例の認定を受けようとする者	建築物の数が2以下である場合にあつては <u>78,200円</u> 、建築物の数が3以上である場合にあつては <u>78,200円</u> に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
34 法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定を受けようとする者	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては <u>78,300円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあつては <u>78,300円</u> に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	34 法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定を受けようとする者	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては <u>78,200円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあつては <u>78,200円</u> に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
34の2・34の3 [略]	[略]	34の2・34の3 [略]	[略]
35 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定を受けようとする者	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては <u>78,300円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあつては <u>78,300円</u> に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	35 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定を受けようとする者	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては <u>78,200円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあつては <u>78,200円</u> に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

35の2～35の3 [略]	[略]
36 法第86条の5第1項の規定に基づく1の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しを受けようとする者	6,480円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
37 法第86条の6第2項の規定に基づく1団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
38 法第86条の8第1項又は第87の2第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
39 法第86条の8第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定を受けた工事の全体計画の変更の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
40・41 [略]	[略]

備考 [略]

別表第5 (第11条関係)

床面積の合計		手数料の額
構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの	1,000平方メートル以内のもの	161,000円
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	196,000円
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	214,000円
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	265,000円
構造計算の方法が国土交通大臣の認定を	50,000平方メートルを超えるもの	436,000円
	1,000平方メートル以内のもの	213,000円
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	282,000円
認定を	2,000平方メートルを超	323,000円

35の2～35の3 [略]	[略]
36 法第86条の5第1項の規定に基づく1の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しを受けようとする者	6,450円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
37 法第86条の6第2項の規定に基づく1団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請1件につき 27,200円
38 法第86条の8第1項又は第87の2第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,200円
39 法第86条の8第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定を受けた工事の全体計画の変更の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,200円
40・41 [略]	[略]

備考 [略]

別表第5 (第11条関係)

床面積の合計		手数料の額
構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの	1,000平方メートル以内のもの	160,000円
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	194,000円
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	213,000円
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	263,000円
構造計算の方法が国土交通大臣の認定を	50,000平方メートルを超えるもの	433,000円
	1,000平方メートル以内のもの	212,000円
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	281,000円
認定を	2,000平方メートルを超	321,000円

受けた プログ ラム以 外のも のによ るもの	え、10,000平方メートル 以内のもの		受けた プログ ラム以 外のも のによ るもの	え、10,000平方メートル 以内のもの	
	10,000平方メートルを超 え、50,000平方メートル 以内のもの	<u>425,000円</u>		10,000平方メートルを超 え、50,000平方メートル 以内のもの	<u>423,000円</u>
	50,000平方メートルを超 えるもの	<u>772,000円</u>		50,000平方メートルを超 えるもの	<u>768,000円</u>
備考 [略]			備考 [略]		